

## 労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、以下の項目について情報を提供します。

1、対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

### 2、派遣実績

- |             |           |                |
|-------------|-----------|----------------|
| ①派遣対応社員数    | ： 5名      | (R5. 4. 1実績)   |
| ②派遣先の数      | ： 4件      | (R5. 4. 1実績)   |
| ③マージン率      | ： 20.6%   |                |
| ④派遣料金       | ： 32,500円 | (1日8時間あたりの平均額) |
| ⑤派遣対応技術者の賃金 | ： 25,800円 | (1日8時間あたりの平均額) |

#### 参考：マージン率について

マージン率とは、派遣料金の平均額から、派遣対応社員に支払う賃金の平均額を差し引いた額を、派遣料金の平均額で除して得た割合のことです。マージン率には派遣対応社員の社会保険料や福利厚生費・営業活動にかかる費用等が含まれています。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣対応技術者の賃金平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

※マージン率には次の費用等が含まれています。(①～④は派遣対応社員に関わる費用です。)

- ①社会保険料：健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料など事業主負担分
- ②福利厚生費等：福利厚生費、教育研修費、通信費、家賃、光熱費、消耗品費、交際費等
- ③その他原価：派遣対応社員に係るその他の経費(業務車両に係る経費、パソコン、宿舍費用等)
- ④その他販管費：派遣対応社員に管理、営業活動に係る費用等

### 3、労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結している。

当該労使協定対象者となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期限の終期 (令和 6年 3月 31日)

### 4、教育訓練に関する事項 (教育訓練方法：OFF-JT、社員の費用負担：なし、賃金：有給)

#### ①一般的な教育訓練(研修等)

コンプライアンス、情報セキュリティ、コミュニケーション等

#### ②スキルアップに資する教育訓練

専門分野に関する講習会等への参加、資格取得に関する支援等

#### ③基礎技術に関する教育訓練

分野別(道路、河川、コンクリート、電気・通信、機械)、CAD、積算等

### 5、福利厚生等に関する事項

社会保険、教育訓練・研修、資格取得支援、慶弔見舞金、年次有給休暇、特別休暇、育児・介護休業他